

令和5年度定期監査第1次分（小学校・中学校）の監査結果に基づく措置状況

1. 監査報告書 令和5年8月29日付け監査報告第32号

2. 着眼点

- ① 公金・准公金の取扱い状況
- ② 取得備品や理科薬品の管理状況
- ③ 郵券・タクシー券の管理状況
- ④ 児童・生徒の教育環境の実態（不登校、児童虐待の状況など）に応じた支援状況

3. 監査結果の基づく措置状況等

監査対象機関	意見	指摘事項	指導事項	措置内容
和気小学校	<p><b>1. 地方自治法第199条第1項に基づく財務監査</b></p> <p>（1）従来から指摘を行ってきた「日付が記入されていない納品書及び請求書の受取り」、「教員等による立替払い」、「現金出納帳への記載漏れ等」について、全体として減少傾向にはあるが、未だ改善されていない。ついては、以下の点について認識し、教員に対し、周知徹底を行われたい。</p> <p>① 納品書に日付が記載されていないと、納品のあった事実が確認できず、また、請求書に日付が記載されていないと、支払い期日が不明確となり、支払遅延となる可能性がある。このことから、「学校会計事務必携」に基づき、事業者から納品書等を受け取る際には、日付が記載されているかなどを必ず確認する。</p>	<p>（1）小中学校等が学習指導要領に基づく学校教育の推進に向け、市から交付された和泉市学校運営費補助金（以下「学校運営費補助金」という。）で物品を購入しているが、日付が記入されていない納品書及び請求書が見受けられた。<b>（着眼点①）</b></p> <p>（2）給食日誌では、訂正印漏れ、学校日誌では、校長の確認印漏れ、プール日誌では、鉛筆書きが見受けられた。<b>（その他）</b></p>	指導事項なし	<p>（1）日付が記入されていない納品書及び請求書については、指摘以降、納品書及び請求書の日付記入について納品業者に依頼するとともに、教職員に受取り時の確認を徹底している。</p> <p>（2）各種日誌の訂正印及び確認印漏れを防ぐため、毎日の管理職・担当の確認に加え、毎月1回点検の日を設けた。プール日誌はペン書きを周知し体育主任が確認をするようにした。</p>
芦部小学校	<p>② 立替払いの多くは、市からの補助金が入金される前や学校諸費を徴収する前にやむを得ず行ったものであったが、地方自治法では公金の立替払いは認められていない。</p>	<p>（1）学校運営費補助金で物品を購入しているが、日付が記入されていない納品書及び請求書が見受けられた。<b>（着眼点①）</b></p> <p>（2）小中学校等が学習指導要領及び「学校に対する指示事項」に基づく教育の推進に向け、市から交付された和泉市学校研修費補助金（以下「学校研修費補助金」という。）において、研修に必要な費用の立替払いが見受けられた。<b>（着眼点①）</b></p>	指導事項なし	<p>（1）日付が記入されていない納品書及び請求書については、指摘以降、納品書及び請求書の日付が記入されていることを確認し、受け取るよう教職員に徹底している。</p> <p>（2）今回の立替払いは、市からの研修費補助金の入金が支払いに間に合わなかったためだが、指摘以降、原則立替払いを行わないような研修の計画を立てる。</p>

監査対象機関	意見	指摘事項	指導事項	措置内容
	<p>また、準公金においても「和泉市準公金事務取扱規程」で公金の取扱いに準ずると規定されている。このことから、必要となる学校諸費の徴収時期や事業計画を見直すなど、法令等を遵守する。</p>	<p>(3) 給食日誌では、牛乳の残量の記載漏れ、プール日誌では、鉛筆書きが見受けられた。<b>(その他)</b></p>		<p>(3) 給食日誌について、牛乳の残量を確認後、記入した。指摘以降、プール日誌はペン書きを周知、徹底している。</p>
<p>北池田小学校</p>	<p>③ やむを得ず保護者から現金を預かる場合にも、その管理を適切に行うため、「学校会計事務必携」に基づき、現金出納帳への記載や毎月末に校長の確認印を受ける。</p> <p><b>2. 地方自治法第199条第2項に基づく行政監査</b>  (1) 以下のとおり、更なる教育環境の充実に努めていただきたい。</p> <p>① 教員のメンタルヘルスについては、各学校において管理職を中心に積極的に教員に声掛けを行うなどコミュニケーションを図り、教員個々の悩み相談に応じるとともに、臨床心理の専門家であるスクールカウンセラーを活用するなど、常に教員の精神面の変化等にも気づく体制を構築していた。また、ベテラン教員が経験の浅い教員の授業風景を観察し、必要に応じ指導・助言を行うなどフォロー体制の充実に取り組んでいた。</p>	<p>(1) 学校運営費補助金及び学校研修費補助金で物品を購入しているが、日付が記入されていない納品書及び請求書が見受けられた。<b>(着眼点①)</b></p> <p>(2) 学校研修費補助金で、研修に必要な費用の立替払いが見受けられた。<b>(着眼点①)</b></p> <p>(3) PTA会費(準公金)で物品を購入しているが、日付が記入されていない納品書及び請求書が見受けられた。また、教材費(準公金)において、立替払いが見受けられた。<b>(着眼点①)</b></p>	<p>指導事項なし</p>	<p>(1) 日付が記入されていない納品書及び請求書については、納品業者に確認し、記入してもらった。指摘以降、納品書及び請求書の日付が記入されていることを確認し、受け取るよう教職員に徹底している。</p> <p>(2) 今後、原則立替払いが発生しないよう研修の計画を立てる。</p> <p>(3) 日付が記入されていない納品書及び請求書について、納品業者に確認し、記入してもらった。指摘以降、納品書及び請求書の日付が記入されていることを確認し、受け取るよう教職員に徹底している。また、教材費について、立替払いは認められていないことを教職員に周知、徹底した。</p>
<p>北松尾小学校</p>	<p>② 学校給食における残食等については、学校給食法に基づく学校給食衛生管理基準により、その日のうちに処分している。</p>	<p>(1) 学級費等(準公金)において、立替払いが見受けられた。<b>(着眼点①)</b>また、給食費(準公金)及び教材費(準公金)の現金出納帳において、毎月末に校長が差引金額と実際の現金残高が一致していることを確認し、押印することとなっているが、確認印漏れが見受けられた。<b>(その他)</b></p>	<p>指導事項なし</p>	<p>(1) 立替払いは認められていないことを教職員に周知、徹底した。現金出納帳の校長の確認について漏れがないよう、毎月末に教職員へ周知、徹底している。</p>

監査対象機関	意見	指摘事項	指導事項	措置内容
幸小学校	<p>このため、残った牛乳も処分されているが、その中には、未開封のパックも相当数含まれている。牛乳は栄養価が高く、1日に必要なカルシウムを効果的に摂取することができ、成長期には欠かせない食品であることを児童生徒に理解を促し、残量の削減に努められたい。</p> <p>③ 施設管理上の防犯対策について、各学校において、管理職、教員で担当を決め、定期的に点検を実施していた。</p> <p>④ 児童生徒の不登校については、各学校の課題として存在するものの、早期に保護者と連絡を密にし対応しており、教室復帰に向けては、本人の意向も踏まえ、まずは別室での学力保障を行うなど、個々の状況に応じ、きめ細やかな対応を行っていた。</p> <p>⑤ ヤングケアラー及び児童生徒へのネグレクト等、虐待については、各学校において、生活実態アンケートの実施や児童生徒の様子を常に見守り、声掛けを行うなど早期発見に努め、家庭訪問や関係機関と連携し取り組んでいた。</p>	<p>(1) 学校運営費補助金で物品を購入しているが、日付が記入されていない納品書及び請求書が見受けられた。<b><u>(着眼点①)</u></b></p> <p>(2) 学校研修費補助金において、研修に必要な費用の立替払いが見受けられた。<b><u>(着眼点①)</u></b></p> <p>(3) PTA会費(準公金)で物品を購入しているが、日付が記入されていない納品書及び請求書が見受けられた。また、教材費(準公金)において、立替払いが見受けられた。<b><u>(着眼点①)</u></b></p> <p>(4) プール日誌において、鉛筆書きが見受けられた。<b><u>(その他)</u></b></p>	指導事項なし	<p>(1) 日付が記入されていない納品書及び請求書については、指摘以降、納品書及び請求書の日付が記入されていることを確認し、受け取るよう教職員に徹底している。</p> <p>(2) 今後、立替払いが発生しないような研修計画を立てる。</p> <p>(3) 日付が記入されていない納品書及び請求書については、指摘以降、納品書及び請求書の日付が記入されていることを確認し、受け取るよう教職員に徹底している。また、教材費の立替払いについて、立替払いが認められていないことを教職員に周知、徹底する。</p> <p>(4) 該当箇所をペンで記入した。指摘以降、ペン書きを教職員に周知、徹底する。</p>
鶴山台南小学校	<p>⑥ 学校の建物や遊具の管理方法及び不具合を発見した時の対応について、各学校において、管理職、教員が月に1回程度、巡回し点検を実施し、不具合を発見した場合は、直ぐに使用を中止するとともに、用務員や教育委員会による修繕を行っていた。</p>	<p>(1) 学校運営費補助金で物品を購入しているが、日付が記入されていない納品書及び請求書が見受けられ、また、運営に必要な費用の立替払いが見受けられた。<b><u>(着眼点①)</u></b></p> <p>(2) 校外学習費(準公金)において、保護者から預かった現金を銀行へ入金するまでに相当の期間が経過しているケースが見受けられた。<b><u>(その他)</u></b></p>	指導事項なし	<p>(1) 日付が記入されていない納品書及び請求書については、指摘以降、納品書及び請求書の日付が記入されていることを確認し、受け取るよう教職員に徹底している。また、昨年度、市から補助金の入金が入金日間に合わなかったため立替払いで対応したが、以降は原則立替払いが発生しないような計画を立てる。</p> <p>(2) 指摘以降、保護者から集金次第、すぐに口座に入金するよう徹底している。</p>

監査対象機関	意見	指摘事項	指導事項	措置内容
光明台北小学校		<p>(1) 学校研修費補助金において、研修に必要な費用の立替払いが見受けられた。<b>(着眼点①)</b></p> <p>(2) 教材費等(準公金)において、立替払いが見受けられた。<b>(着眼点①)</b>また、給食費(準公金)において、現金出納帳の訂正印漏れや、教員から預かった現金を銀行へ入金するまでに相当の期間が経過しているケースが見受けられた。<b>(着眼点①、その他)</b></p> <p>(3) 理科室用薬品管理簿及びプール日誌において、鉛筆書きが見受けられた。<b>(その他)</b></p>	指導事項なし	<p>(1) 市からの研修費補助金の入金時期を早めてもらっており、指摘以降、原則立替払いが発生しないよう研修の計画を立てる。</p> <p>(2) 教材費等において、家庭科の調理実習の材料調達を急ぐため、やむを得ず立替払いを行ったが、指摘以降、事前に出金し、残金を入金するよう徹底している。現金出納帳の訂正印漏れについて、指摘以降、速やかに押印するとともに、漏れないよう周知、徹底している。教員から預かった給食費を、業務に追われ金融機関に行く時間がなく、入金が遅れてしまった。指摘以降、このようなことがないように速やかに金融機関に入金するよう徹底する。</p> <p>(3) 管理簿及び日誌について該当箇所をペン書きした。指摘以降、ペン書きするよう徹底する。</p>
和泉中学校		<p>(1) 学校運営費補助金において、運営に必要な費用の立替払いが見受けられた。<b>(着眼点①)</b></p> <p>(2) 小中学校等が実施する修学旅行、校外活動及び泊を伴う校外活動(以下「修学旅行等」という。)における児童生徒の監督指導及び責任体制の充実を目的に、市から交付された和泉市学校修学旅行等引率者補助金について、入場料等の必要な費用の立替払いが見受けられた。また、生徒会費等(準公金)においても、立替払いが見受けられた。<b>(着眼点①)</b></p>	指導事項なし	<p>(1) 原則立替払いが発生しないよう、緻密な予算計画を作成し、適正な支出を行う。</p> <p>(2) 立替払いが認められていないことを教職員に周知、徹底するとともに、緻密な予算計画を作成し、適正な支出を行う。</p>

監査対象機関	意見	指摘事項	指導事項	措置内容
南池田中学校		<p>(1) 学校運営費補助金において、運営に必要な費用の立替払いが見受けられた。<b><u>(着眼点①)</u></b></p> <p>(2) 生徒会費（準公金）で物品を購入しているが、日付が記入されていない納品書及び請求書が見受けられた。<b><u>(着眼点①)</u></b>また、PTA会費（準公金）の現金出納帳において、毎月末に校長が差引金額と実際の現金残高が一致していることを確認し、押印することとなっているが、一部、校長の確認印が押印されていないものが見受けられた。<b><u>(その他)</u></b></p> <p>(3) タクシー乗車券管理簿において、チケット使用の都度、当該管理簿に記入した以外の教員が残枚数を確認のうえで押印し、また、校長が毎月末に残枚数を再確認したうえで押印すべきところを、3月末にまとめて確認していた。<b><u>(着眼点③)</u></b></p>	指導事項なし	<p>(1) 立替払いが認められていないことを教職員に周知し、運営に必要な費用は事前に申告することを徹底する。</p> <p>(2) 日付が記入されていない納品書及び請求書については、指摘以降、日付等の漏れがないよう会計担当者がその都度確認し、月末に管理職が確認する事になっている。また、現金出納帳において、毎月末に校長が差引金額と実際の現金残高が一致していることを確認し、押印することを徹底し、校長の押印漏れがないか、会計担当者がダブルチェックをする。</p> <p>(3) タクシー乗車券については、使用の都度、記入者以外の教職員が残枚数を確認、管理簿に押印し、毎月末に校長が確認、押印を徹底している。また、漏れがないよう、毎月末に確認日を設定している。</p>

監査対象機関	意見	指摘事項	指導事項	措置内容
信太中学校		<p>(1) 学校運営費補助金で物品を購入しているが、日付が記入されていない納品書及び請求書が見受けられた。<b><u>(着眼点①)</u></b></p> <p>(2) 学校研修費補助金において、研修に必要な費用の立替払いが見受けられた。<b><u>(着眼点①)</u></b></p> <p>(3) 生徒会費等（準公金）において、立替払いが見受けられた。<b><u>(着眼点①)</u></b></p> <p>(4) 生徒会費（準公金）の現金出納帳において、訂正印漏れがあった。<b><u>(その他)</u></b></p> <p>(5) プール日誌において、鉛筆書きが見受けられた。<b><u>(その他)</u></b></p>	指導事項なし	<p>(1) 日付が記入されていない納品書及び請求書については、指摘以降、納品書及び請求書に日付等の記入漏れがないか、ダブルチェック等を徹底している。</p> <p>(2) 市からの補助金振込みが間に合わなかったためやむを得ず立替払いをしたが、指摘以降、原則立替払いが発生しないような研修計画を作成する。</p> <p>(3) 立替払いが認められていないことを教職員に周知した。出金もこまめに行くよう徹底している。</p> <p>(4) 現金出納帳について、訂正した。指摘以降、再発防止に向けて教職員に指導した。</p> <p>(5) プール日誌について、該当箇所をペン書きした。指摘以降、再発防止にむけて教職員に指導した。</p>